

令和5年
4月1日
から

小型充電式電池等の分別収集、 破砕粗大ごみの「有害ごみ」の対象品目変更を 本格実施します！

問合せ 環境課廃棄物対策グループ(☎82-8081)

追加

破砕粗大ごみの危険ごみに「小型充電式電池」と「小型充電式電池を取り外すことが困難な充電式家電」を追加します。

近年、ごみ収集や破砕処理作業中に小型充電式電池等に衝撃が加わり発火する火災事故が全国で急増しています。発火を未然に防ぎ、安心・安全に廃棄物进行处理するため、分別収集にご協力ください。

小型充電式電池とは

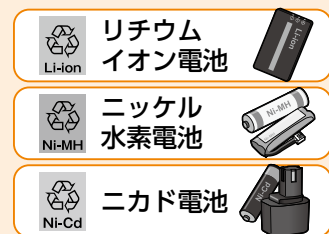
充電して繰り返し使える電池で、日常生活で使用する多くの製品に使われています。ほとんどの小型充電式電池にはリサイクルマークが付いています。

※小型充電式電池を家電本体から取り外し「危険ごみ」に、本体は「破砕粗大ごみ」に分別してください。

小型充電式電池を取り外すことが困難な充電式家電とは

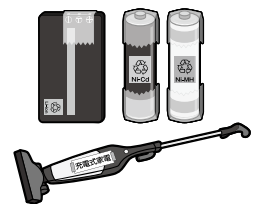
加熱式たばこ、電気かみそり、電動歯ブラシ、モバイルバッテリー、ハンディ扇風機、コードレス掃除機などがあります。

※無理に分離せず、そのまま「危険ごみ」に分別してください。



【出し方】

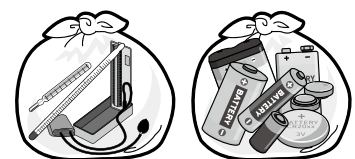
- ①「小型充電式電池」や「モバイルバッテリー」は、端子部分をテープで絶縁してください。
- ②「小型充電式電池」と「小型充電式電池を取り外すことが困難な充電式家電」は、同じ透明袋に入れて出してください。
- ③袋に入らない充電式家電は、本体に「充電式家電」など貼紙で表示の上、出してください。



変更

破砕粗大ごみの有害ごみの対象品目が次のように変わります。

- ①鏡を「有害ごみ」から除外します。⇒他の「破砕粗大ごみ」と一緒に出してください。
- ②水銀体温計のほか、新たに水銀血圧計、水銀温度計を「有害ごみ」に追加します。
- ③小型充電式電池以外の電池類(乾電池、ボタン電池、コイン電池、リチウム一次電池)が、すべて「有害ごみ」になります。



詳しくは、広報4月1日号と合わせて配布する資源物とごみの分別ハンドブックや市ホームページをご覧ください。不明な点は、環境課廃棄物対策グループへお問い合わせください。

